

兵庫教育大学大学院修了生等の教育実践研究活動等に係る表彰実施要項

平成21年11月25日
(旧) 都道府県連携推進本部決定

1 趣旨

この要項は、兵庫教育大学（以下「本学」という。）の大学院学校教育研究科修了生又は本学の大学院学校教育研究科修了生を構成員とする団体（以下「本学大学院修了生等」という。）の優れた教育実践研究活動等の表彰の実施に関する必要な事項を定める。

2 賞の名称

賞の名称は、「兵庫教育大学嬉野賞」、「兵庫教育大学奨励賞」及び「兵庫教育大学特別賞」とする。

3 被表彰者

表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）は、本学大学院修了生等で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学又は兵庫教育大学大学院同窓会（以下「大学院同窓会」という。）の名譽を著しく高め又はその発展に寄与したと認められるものとする。

（1）兵庫教育大学嬉野賞

教育実践研究活動、又は社会貢献活動で特に顕著な成果を上げた場合

（2）兵庫教育大学奨励賞

教育実践研究活動、又は社会貢献活動で顕著な成果を上げた場合

（3）兵庫教育大学特別賞

①教育実践研究活動及び社会貢献活動で功績があり、かつ、大学院同窓会の会長職を務めた場合

②その他、前号と同等の表彰に値する行為があったと認められる場合

4 被表彰者の推薦

（1）被表彰者の推薦は、大学院同窓会役員の提案に基づき、大学院同窓会役員会の議を経て行う。

（2）被表彰者の推薦書は、別紙様式により兵庫教育大学修了生・卒業生連携センター（以下「センター」という。）に提出するものとし、提出期限は、毎年度3月31日とする。

5 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、センター会議の議を経て、学長が行う。

6 社会貢献活動

被表彰者は、大学院同窓会が主催する社会貢献活動に努めるものとする。

7 表彰

（1）表彰は、学長及び大学院同窓会長の連名の表彰状を授与することにより行う。

（2）前項の表彰にあわせて記念品を贈呈することができる。

8 表彰の日

表彰は、毎年度、原則として大学院同窓会総会において行う。

9 公表

被表彰者は、兵庫教育大学教育実践ネットワーク（Hyokyo-net）を通して公表する。

10 表彰に係る事務

表彰の実施に関する事務は、推進本部が処理する。

11 その他

（1）この要項に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、学長及び大学院同窓会長が協議して定める。

（2）本表彰要項は、兵庫教育大学教育実践ネットワーク（Hyokyo-net）に掲載する。

附 則

この要項は、平成21年11月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年6月4日から施行する。（平成30年4月1日から適用）

附 則

この要項は、令和2年6月1日から施行する。（令和2年4月1日から適用）